

東日本大震災・原子力発電所事故に係る避難者支援及び 原子力発電所の安全対策等に関する決議

東日本大震災及び原子力災害の発生から13年半が経過したが、被災地では、道路などの社会インフラが復旧し、復興は徐々に進んでいるものの、いまだ多くの方が県境を越えた避難生活を送っている。

加えて、東京電力福島第一原子力発電所を巡っては、廃炉に向けた必要な作業として、ALPS処理水の海洋放出を開始したところであるが、熔融核燃料の取り出し作業が難航しており、今なお廃炉への道筋は見えていない。

こうした中、避難生活の長期化により避難先での生活基盤ができ、故郷への帰還を決められない避難者に対しては、引き続き、避難者の不安を解消し、安定した生活を送るための支援が必要である。

また、福島第一原子力発電所事故の早期収束はもとより、原子力発電所の安全確保や住民の安全・安心を最優先とした実効性のある原子力安全対策について、国が前面に立ち、全力で取り組むことが必要である。

さらに、東日本大震災の教訓を今後も風化させないことは、令和6年元日に発生した能登半島地震からの復旧や今後も起こりうる未曾有の大災害からの復興に生かしていく上で不可欠である。

よって、国においては、被災者・被災自治体をはじめ、避難者支援を行う自治体等に対する施策や原子力発電所の安全対策など、下記事項について、迅速かつ万全の措置を講じるよう強く要請する。

記

- 1 東日本大震災及び原子力発電所事故に係る避難者支援等について
 - (1) 「子ども・被災者支援法(略称)」の理念に基づき、避難者の意見やニーズに即した支援施策を推進すること。
 - (2) 避難先における十分な支援を継続するため、避難者受入市町村に対して適切な財政措置を講じること。

2 原子力発電所の安全対策等について

(1) 福島第一原子力発電所事故の徹底した検証に基づき、原子力発電所の安全が確保できるよう万全の対策を講じるとともに、新規制基準に基づく適合性審査の結果を分かりやすく説明し、住民の不安解消に努めること。

(2) 原子力発電所における不適切事案について、迅速に公表する仕組みを構築し、原子力発電所の透明性向上に取り組むこと。

また、原子力事業者の適格性について、保安規定に定めた基本姿勢を遵守するよう、厳格に指導し、原子力規制検査等による監視を徹底的に行うこと。

(3) 能登半島地震を踏まえた地震や大雪等の複合災害時における屋内退避と広域避難の具体的方法の明示、原子力防災に必要な資機材の整備やサイバーテロを含むテロ対策等について、必要な財源措置を含め、実効性のある原子力防災対策を講じること。

また、豪雪時等における安全かつ円滑な避難を確保するため、国の責務として、地域の実情に応じた避難路の整備及び消雪パイプ等消融雪施設の維持管理など除雪体制の整備や住民の輸送手段の確保対策を速やかに実施すること。

併せて、原子力災害対策重点区域全域において、自宅以外で屋内退避が一定期間継続可能な施設（シェルター）の設置促進と、屋内退避を一定期間継続できるよう、空調対策や耐震化等の整備も放射線防護対策事業の補助対象とするとともに、維持管理についても責任をもって対応すること。

(4) 原子力発電所の再稼働を判断する際の必要な手続きについて、国の役割や地元及び周辺自治体の関与のあり方を明確にするとともに、原子力発電所の安全性や再稼働の必要性について、地元県民の理解と信頼が得られるまで十分かつ丁寧に分かりやすく説明を行うこと。

以上 決議する。

令和6年10月11日